

図書館へ行こう!

～五和図書室・有明図書室おすすめの本～

五和図書室おすすめの本～手作り年賀状特集～



おしゃれな和の年賀状

日買出版社

心を込めて手描きした年賀状は、たいせつな人の心にまっすぐ届きます。さらりと描ける「和」のテイストのお手本と描き方を多数紹介します。



消しゴムはんこ。で年賀状

津久井智子

消しゴムはんこで年賀状を作りましょう。絵柄だけでなく、文字の彫り方やはんこの押し方など、詳しくイラストで紹介します。

その他のおすすめ新刊

〔一般書〕

- ▶海と月の迷路 (大沢在昌)
- ▶ゼツメツ少年 (重松清)
- ▶かりんとう侍 (中島要)
- ▶ミーコの宝箱 (森沢明夫)

〔児童書〕

- ▶あんみつひめさま (さとうめぐみ)
- ▶ぼくのはね (梅原大輔)

ほか多数。※()内は著者名など。

【市立図書館ホームページ】
http://www.lib.city.amakusa.kumamoto.jp/
☎五和図書室 ☎2101, FAX ☎0432
有明図書室 ☎1111

有明図書室おすすめの本



高砂

宇江佐真理

懸命に生きる男女の縁を、江戸に住む人々の人情をからめて描いた、全6編を収録しています。心にしみ入る人情時代小説です。



パンダ銭湯

ツペラ ツペラ
tupera tupera

驚きのパンダのヒミツがここにある!?ここはパンダのためのお風呂屋さん。あたたかいユーモアいっぱいの絵本です。

その他のおすすめ新刊

〔一般書〕

- ▶たったひとつの花だから (新堂冬樹)

〔児童書〕

- ▶図工室の日曜日 (村上しいこ)

ほか多数。※()内は著者名など。

年金情報



～国民年金保険料の免除期間の追納制度をご存じですか?～

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができるようになっていきます。将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

追納のお申し込みは、本渡年金事務所または本庁・国保年金課、各支所担当課までお願いします。

◆平成25年度中に追納する場合の額

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成15年度の月分	14,860円	—	7,430円	—
同16年度の月分	14,640円	—	7,320円	—
同17年度の月分	14,690円	—	7,350円	—
同18年度の月分	14,750円	11,050円	7,370円	3,680円
同19年度の月分	14,780円	11,080円	7,390円	3,690円
同20年度の月分	14,890円	11,170円	7,440円	3,720円
同21年度の月分	14,970円	11,220円	7,480円	3,740円
同22年度の月分	15,240円	11,420円	7,620円	3,800円
同23年度の月分	15,020円	11,260円	7,510円	3,750円
同24年度の月分	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円

※平成23・24年度はまだ加算が付きません。

☎本渡年金事務所 ☎2154 / 本庁・国保年金課

水道メーターの検針にご協力ください

水道料金は、皆さんが使用した水量に応じてお支払いいただくため、毎月、検針員が水道メーターの検針を行っています。検針業務がスムーズに行われるよう、ご協力をお願いします。

- メーターボックスの上に、物や車を置かないでください。



- 犬は放し飼いにせず、出入口や水道メーターから離してつないでください。



- 増改築のとき、メーターが床下や見えにくい位置にならないよう気を付けてください。



- メーターボックスの周辺は、いつもきれいにしておいてください。



☎本庁・水道課 / フジ地中情報(株)九州支店 (収納業務委託業者)

本渡港・西の久保公園・本渡海水浴場・大矢崎緑地公園 利用規制のお願い

11月22日(金)から同24日(日)まで、テレビ番組の収録に伴い、本渡港・西の久保公園・本渡海水浴場、大矢崎緑地公園の立ち入り規制を実施します。

市民の皆さんにはたいへんご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。※収録の進行状況により、規制時間が変更になる場合があります。

☎本庁・政策企画課

立ち入り規制日時・範囲

- 11月22日(金)から同23日(土)まで
本渡港の一部区域の駐車場(駐車もできません)
- 11月23日(土) 午後2時から同6時まで
西の久保公園東側駐車場から多目的広場まで
- 11月24日(日) 午前7時から同9時まで
本渡海水浴場防波堤付近一帯(駐車場を含む)
- 11月24日(日) 午前8時から午後3時まで
大矢崎緑地公園

保安林制度をご存じですか

■保安林制度とは?

森林には、水源の涵養や山地災害の防止、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供など、多様な働きがあります。保安林制度は、森林を保安林に指定し、その森林の持つ機能が失われないように伐採を制限したり、適切に管理することによって、その働きを維持するための制度です。

■保安林における制限

保安林では、立木竹の伐採や作業道の開設などの土地の形質を変更する場合には、県の許可または県への届け出が必要です。また、立木を伐採した後、木を植えなければもとの森林状態に回復しない場合には、伐採跡地への植栽を義務づけられています。

■特例措置

保安林に指定されると、固定資産税や不動産取得税、特別土地保有税が課税されません。また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税などの評価のときに3～8割が控除されます。このほか、一定の条件を満たしている場合には、長期で低利の資金を(株)日本政策金融公庫から借りることができます。詳しくは、近くの公庫支店または取り扱い金融機関にお問い合わせください。

■保安林の確認方法

保安林は、県が保安林台帳を作成して管理しています。保安林台帳は、保安林の所在地を所管する県広域本部地域振興局や県庁森林保全課で、自由に閲覧することができます。

☎天草広域本部天草地域振興局林務課 ☎4359